

漁獲高割賦課金について

通常総会において、漁獲高割賦課金は漁獲した魚の販売代金（消費税分を除く）の8%を漁協に納付するよう決議されています。漁獲高割賦課金は、漁協運営の基幹財源であるとともに、その約4割は県漁連に納入され、放流など資源増殖の財源となっています。つまり、びわ湖漁業は漁獲高割賦課金制度の上に成り立っているのです。漁業者は漁獲高割賦課金制度の意義を理解し、誠実にこの制度を守らなくてはなりません。労力と経費をかけて得た収入の一部を支出するのを惜しむ気持ちは否めませんが、漁獲した魚を販売しながら漁獲高割賦課金を納めないことは、漁協運営に非協力であるとともに他の漁業者の上にあぐらをかいていることになっています。漁業者としての誠実さと人間性が問われる問題でもあります。

なお、今後は漁獲高割賦課金制度を守らない漁業者は、操業実績なしと見なされ、漁業免許の更新が困難になります。制度の趣旨のよく理解していただき、順守されますようお願いいたします。

漁獲報告書

				月	日	氏名	
自		至		魚種	重量	金額	漁獲高割賦課金
月	日	月	日		kg	円	円
合計							